

大学院医学研究科 各種制度について

1. 大学院の標準修業年限、在学年限について

標準修業年限 4年

在学年限 8年

- (1) 休学期間は修業年限、在学年限に含まない。
- (2) 標準修業年限の4年で修了できなかった場合は修了延期となる。
- (3) 在学5～8年目（修了延期1～4年目）の学年は4年生となる。
- (4) 在学5・6年目（修了延期1・2年目）在学者の学費は免除する。
- (5) 在学年限の8年で修了できなかった場合は除籍となる。

《在籍と在学の違いについて》

- 在籍：大学院に籍がある状態。休学を含む。
- 在学：大学院生として学んでいる状態。休学は含まない。

➤ 修了延期の手続き：不要

2. 所属および研究分野について

《所属の記載方法》

『昭和医科大学大学院 医学研究科 医学専攻（〇〇学分野）』

（大学院では、「学部」「講座」「部門」の表記は使用しない。）

※ 〇〇学分野の部分は、下記のいずれかになる。

※ 2023年4月から、〇〇系は廃止され、医学専攻に統一された。

	研究分野
基礎系	顕微解剖学分野 肉眼解剖学分野 生体制御学分野 生体調節機能学分野 生化学分野 臨床病理診断学分野 医科薬理学分野 臨床薬理学分野 微生物学免疫学分野 衛生学公衆衛生学分野 法医学分野 医学教育学分野
臨床系	呼吸器アレルギー内科学分野 リウマチ・膠原病内科学分野 糖尿病・代謝・内分泌内科学分野 消化器内科学分野 循環器内科学分野 腎臓内科学分野 血液内科学分野 脳神経内科学分野 腫瘍内科学分野 緩和医療科学分野 臨床感染症学分野 リハビリテーション医学分野 皮膚科学分野 小児内科学分野 小児循環器内科学分野 精神医学分野 放射線科学分野 放射線治療学分野 総合診療医学分野
	心臓血管外科学分野 小児心臓血管外科学分野 呼吸器外科学分野 消化器一般外科学分野 乳腺外科学分野 小児外科学分野 脳神経外科学分野 整形外科学分野 形成外科学分野 産婦人科学分野 眼科学分野 泌尿器科学分野 耳鼻咽喉科頭頸部外科学分野 麻酔科学分野 集中治療医学分野 救急・災害医学分野

➤ 研究分野変更の手続き：『専攻科目・種別変更願』を大学院課に提出

3. 種別（枠）について

- (1) 「社会人枠」と「一般枠」があり、大学院生は勤務状況によってどちらかに在籍する。
- 社会人枠
医療・教育・研究機関、企業等に常勤として勤務している者
 - 一般枠
どこにも常勤として勤務していない者（非常勤、アルバイトは可）
- (2) 種別ごとの所属可能な研究分野は下記のとおり。
- 社会人枠
原則として、基礎系の研究分野のみ所属が可能。
つまり、常勤で勤務している者は、臨床系の研究分野に所属できない。
《例外として臨床系社会人枠に在籍できる条件》
①臨床系を専攻している大学院生が学外臨床研修（学外研修）を行う場合
②4年次に臨床系を専攻していた修了延期者で、学位論文の審査並びに最終試験の合格が医学研究科教授会で承認され、学位授与を待つ場合
 - 一般枠
基礎系、臨床系どちらの研究分野にも所属が可能。

種 別	身 分
社会人枠 【基礎系のみ】	本学の助教（医科）、臨床研修医、学外研修中の者、 本学の職員（医学部教育職員以外）、他病院の常勤医師、 他大学の専任教員、企業等に常勤として勤務している者
一般枠 【基礎系・臨床系】	大学院に専念している者、本学の非常勤医師、 休職中の者

➤ 種別変更の手続き：『専攻科目・種別変更願』を大学院課に提出

4. 本学医学部教育職員との両立について

- (1) 大学院生と本学医学部教育職員を両立する場合、助教（医科）のみ認められている。
助教、助教（病院直属）、助教（診療科特別）は休学中であっても不可。
ただし、大学院3・4年次（修了延期を含む）は研究に専念するため、原則として助教（医科）での勤務も認められていない。
- (2) 大学院3・4年次（修了延期を含む）は、下記の例外を除き、助教（医科）を休職または退職するか、大学院を休学する必要がある。（休学中は助教（医科）が可能）
《例外として大学院3・4年次と助教（医科）の両立が認められる条件》
- ①2019年10月以前の入学者
 - ②学位論文審査に合格した修了延期者
 - ③臨床病理診断学分野の大学院生が臨床病理診断科で病理医を行う場合
 - ④医学研究科教授会において標準修業年限内での修了が見込まれると承認されて、学外研修を行っている者

5. 大学院3・4年次の休職制度について

- (1) 大学院3・4年次に研究に専念する場合、本学助教（医科）を休職することができる。

(2) 休職中は、大学院の研究指導教員の判断により、非常勤医師としての勤務も可能。

(3) 本制度は、2025年4月時点の大学院3・4年次在学者から開始。

➤ 休職の手続き：『休職願』を人事課に提出

➤ 種別変更の手続き：『専攻科目・種別変更願』を大学院課に提出

6. 本学附属病院での非常勤医師としての勤務について

(1) 本学の助教（医科）でない者、助教（医科）を休職中の者は、大学院の研究指導教員の判断により、研究進捗に影響を与えない範囲で附属病院において非常勤医師として勤務することができる。

(2) 非常勤医師は、基礎系・臨床系いずれの研究分野にも所属することが可能。

(3) 大学院3・4年次の非常勤医師としての勤務上限は下記のとおり。

基礎系の研究分野に所属している場合	15時間/週
臨床系の研究分野に所属している場合	100時間/月

➤ 非常勤医師登録の手続き：『非常勤医師等の雇用契約願』を病院管理課に提出

7. 休学について

(1) 病気、その他の理由により2ヶ月以上学習できない場合は、1年以内の休学が可能。

(2) 特別の理由がある場合は、再度手続きを行うことで、1年を限度に休学の延長が可能。

(3) 休学期間は通算4年までとする。

ただし、本学の専門臨床研修プログラム（サブスペシャリティ含む）に専念するために休学している期間は、上記(2)(3)の休学期間（連続2年、通算4年）に含めない。

(4) 所定の期日までに休学の承認を受けた者は、授業料および実習費を徴収せず、休学在籍料として半期ごとに6万円を納めるものとする。

● 所定の期日

前期(4月1日)からの休学開始については、前年度3月31日まで

後期(10月1日)からの休学開始については、当年度9月30日まで

ただし、本学の専門臨床研修プログラム(サブスペシャリティ含む)に専念する場合は、授業料、実習費および休学時在籍料の支払いを免除する。

(5) 休学は、履修年限管理の都合上、原則として半期（前期・後期）または1年単位で申請すること。（前期：4月～9月、後期：10月～3月）

(6) 休学中に実施が認められないことは下記の通り。

① 大学院の科目履修(単位、修了要件に関わるもの)

② 学位論文の審査の申請および学位論文の審査

③ 学士会での学位論文の発表・演題申込

④ 学内での研究活動(実験用機器・設備等の使用、データ解析等)

⑤ TA(ティーチング・アシスタント)

➤ 休学の手続き：『休学願』を大学院課に提出

➤ 復学の手続き：『復学願』を大学院課に提出

8. 学外での臨床研修（学外研修）について ※学外での専門臨床研修を含む

- (1) 原則、大学院を休学中もしくは1・2年次在学中の者とし、大学院3・4年次在学中の者は学外研修を行うことができない。
- (2) ただし、研究分野責任者より、標準修業年限内に確実に修了できる見通しである旨の書類が提出され、医学研究科教授会で承認された場合は、大学院3・4年次在学中も学外研修が可能。
- (3) 学外研修開始にあたっては、本学で6ヶ月以上大学院に在学し（臨床研修医だった者は臨床研修終了後6ヶ月経過し）、単位を修得していなければならない。
- (4) 学外研修期間は1年以内とする。ただし、1年を限度として延長することができる。在籍中の学外研修期間は通算して2年を限度とする。
- (5) 学外研修中は、社会人枠となる。

- 学外研修の手続き：『学外臨床研修願』を医師臨床研修センター事務室に提出
- 種別変更の手続き：『専攻科目・種別変更願』を大学院課に提出（一般枠の場合）
- 3・4年次特例措置の手続き：『特例に関する申請書』を大学院課に提出

9. 学外学修について

- (1) 教育上有益であると認めるときには、国内外の他大学院および他研究所において学修することができる。
- (2) 学外での学修は、15単位を超えない範囲で修了要件単位に参入することができる。
- (3) 学外学修期間は1年以内とする。ただし、1年を限度として延長することができる。

- 学外学修の手続き：『学外学修申請書』を大学院課に提出

10. 在学期間短縮（早期修了）について

標準修業年限4年のところ、下記の条件を満たせば、3年または3年半の在学で修了が可能。

早期修了要件は下記のとおり。

● 一般的な大学院生の条件

主論文が筆頭著者である論文で、直近のインパクトファクターが2以上、かつ、参考論文2編を含めたインパクトファクターの合計が5以上であること。申請時に掲載済または掲載が確定していること。

《インパクトファクターの基準日》

秋季（9月）修了：修了予定年度の4月1日

春季（3月）修了：修了予定年度の10月1日

● マルチドクター（MD）プログラムを履修していた大学院生の条件

次の全ての要件を満たしていること。

- ① 学部在籍時に2単位以上取得していること。
- ② 学部在籍時に意欲的に研究活動に従事していること。
- ③ 医学研究科教授会において優れた研究成果と認められること。

- 早期修了の手続き：『早期修了推薦書』を大学院課に提出